

練馬区立石神井台小学童クラブの 備品の処分に関する措置請求監査結果

(平成25年1月)

練馬区監査委員

第1 請求の受付

1 請求人

練馬区 X

2 請求書の提出

平成24年11月27日

3 請求の内容

請求人が提出した「練馬区職員措置請求書」(別紙1)および平成24年12月14日付け(平成24年12月17日受付)追加資料(以下「追加資料」という。)(別紙2)による主張事実の要旨および措置請求は、つぎのとおりである。

(1) 主張事実の要旨

ア 練馬区立石神井台小学童クラブ(以下「学童クラブ」という。)の室内に備品として天井据え付けのスクリーン(以下「スクリーンA」という。)が設置されていたが、2009年(平成21年)7月の学童クラブ室移設後、スクリーンAが処分され、行方不明になっている。

イ 移設前の学童クラブ室には、上映用として使用したスクリーンAと更衣室代わりの仕切り用ロールカーテン(以下「ロールカーテン(スクリーンB、C)」という。)の2種類が設置されていた。このロールカーテン(スクリーンB、C)を上映用スクリーンにしてスライドを観たという保護者も新たに出てきた。このロールカーテン(スクリーンB、C)については、学童クラブ室移設後も、旧学童クラブ室(現在の石神井台小学校1年4組教室。以下同じ。)天井に取り付けられたままであることが練馬区教育委員会事務局こども家庭部子育て支援課(以下「子育て支援課」という。)の現地調査で判明し、平成24年12月13日に現在の学童クラブ室に移設された。子育て支援課が、現地調査を行うまでの1年半の間、区民の財産である備品が有効に使われなかった。

(2) 措置請求

ア スクリーンAの原状回復を求める。

イ スクリーンの件は、子育て支援課が区民(保護者)の声をよく聞いていれば、簡単に、かつもっと早く解決できたと考える。徹底的に調査して、区民の財政、財産、物品を有効に扱われるように求める。

4 請求の受理

本件措置請求について、平成24年12月10日に受理した。

5 暫定的停止勧告に関する判断

本件措置請求については、請求人から違法との主張がなされていないため、対象外である。

第2 監査の実施

1 監査の対象事実

請求の要旨から、「スクリーンAの原状回復」、「ロールカーテン(スクリーンB、C)の有効活用」および「備品の有効活用」についてを監査対象事項とした。

2 監査対象課

子育て支援課を監査対象課とした。

3 監査委員における現地調査

旧学童クラブ室および現在の学童クラブ室のスクリーンの管理・設置状況について、平成24年12月12日に現地調査を実施した。

4 監査対象課からの関係書類の提出等

監査対象課に対して関係書類の提出を求めるとともに、平成24年12月25日に本件措置請求について陳述の機会を設けた。

5 証拠の提出および陳述の機会の付与

請求人に対し、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第6項の規定に基づき、平成24年12月25日に証拠の提出および陳述の機会を設けたところ、請求人は陳述において、受理後提出した追加資料と合わせ、本件措置請求の主張事実の補足を行った。

第3 監査の結果

本件措置請求については、本案審理と並行して要件審査を引き続き実施したが、住民監査請求の要件を欠くことが明らかになったので、これを却下する。

理由

(1) スクリーンAの原状回復について

請求人は、旧学童クラブ室に備品としてあったスクリーンAが処分され行方不明となっていることに対し、原状回復を求めている。しかしながら、学童クラブ室の備品台帳および物品台帳にスクリーンAの記載はなく、平成24年12月12日に実施した監査委員における現地調査においてもその存在を確認できなかった。さらに、平成21年7月の学童クラブ室移設時には既にスクリーンAが存在しなかったことを請求人も陳述時に証言している。これらの事実から、スクリーンAを処分したと推定される日から少なくとも1年を経過していることは明白である。したがって、住民監査請求の要件である1年間の請求期間を過ぎており、また期間徒過に対しての正当な理由がある旨の主張もない。

(2) ロールカーテン(スクリーンB、C)の有効活用について

請求人は、ロールカーテン(スクリーンB、C)が、学童クラブ室移設後も、旧学童クラブ室に取り付けられたままであり、平成24年12月13日に、現在の学童クラブ室に移設されるまでの間、区民のために有効に使われなかったと主張しているが、ロールカーテン(スクリーンB、C)の移設(2本のうち1本を設置、1本は学童クラブ室内で保管)により、請求人が訴える

財産の管理を怠る事実は治癒されている。このため、区への損害は認められず、住民監査請求の要件を欠く。

(3) 備品の有効活用について

請求人は、徹底的に調査して、区民の財政、財産、物品を有効に扱われるように求めている。判例によれば、「住民監査請求においては、対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、また、当該行為等が複数である場合には、当該行為等の性質、目的等に照らしこれらを一体とみてその違法又は不当性を判断するのを相当とする場合を除き、各行為等を他の行為等と区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要するものというべきであり、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合しても、監査請求の対象が右の程度に具体的に摘示されていないと認められるときは、当該監査請求は、請求の特定を欠くものとして不適法であり、監査委員は右請求について監査をする義務を負わないものといわなければならない。」(最高裁平成2年6月5日第三小法廷判決・民集第44巻4号719頁参照)とされている。これを本件措置請求について見ると、請求人の主張は、区民の財政、財産、物品を有効に扱われているか概括的に疑念があるとするものであり、違法・不当とする財務会計上の行為を個別的、具体的に摘示しているとは認められない。したがって、この点についても住民監査請求の要件を満たしていない。

以上のことから、本件措置請求は法第242条第1項に定める要件を欠く不適法な請求であると判断する。

